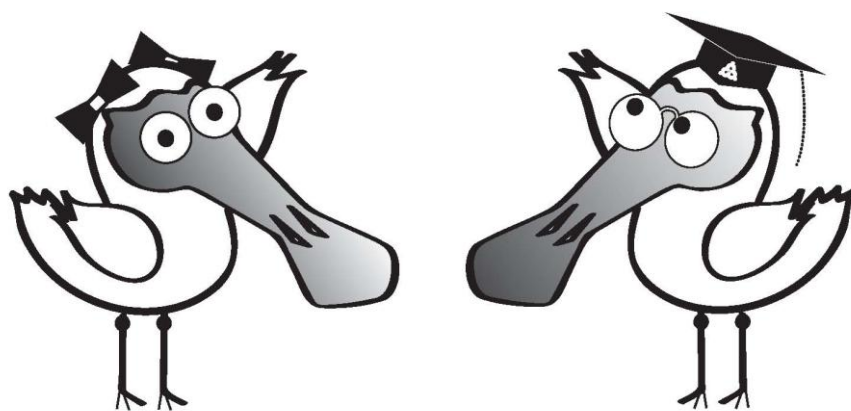


# 豊見城市子どもの学びを 支える先生応援プラン

(豊見城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)



令和8年3月

豊見城市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・ 健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、 今後のフォローアップについて	9

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の業務量を客観的に管理・可視化し、業務効率化と働き方改革を推進することにより、以下の実現を目的とする。

### **教職員の心身の健康保持とワーク・ライフ・バランスの実現:**

長時間勤務を抑制し、休暇取得の促進や高ストレス者の割合削減といった具体的な数値目標達成を目指す。

### **教育活動の質の向上と働きがいの創出:**

効率化によって創出された時間を、授業改善、教材研究、児童生徒や保護者との信頼関係構築など、教職員本来の専門性を発揮できる業務に再配分する。

### **持続可能な学校運営体制の構築:**

業務の「3分類」(学校・教師が担うべき業務、教師以外が担うべき業務、業務削減・見直し対象の業務)に基づき、地域人材やICTも活用しながら組織全体のマネジメントを最適化する。

### **保護者・地域との連携強化:**

学校と家庭・地域が一体となって教育を支える体制を構築し、業務改善に関する共通理解と協力を促進する。

これらの取組を通じて、意欲と能力のある人材が教職に魅力を感じ、将来

にわたって学校教育の水準を維持・向上させることを目指す。

## (2) 本市の現状

- 豊見城市では、令和3年2月に、所管に属する学校の教育職員の上限に関する方針として、「豊見城市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 平成30年度より業務改善検討委員会を発足し、令和3年2月には、「豊見城市学校現場の業務改善計画」を策定、令和6年には改正を行った。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、平成30年度～令和6年度は以下のとおりであった。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	45時間以上	23.9%	34.2%	32.2%	29.5%	29.6%	24.5%	17.8%
	80時間以上	1.7%	2.4%	2.4%	2.2%	3.0%	0.5%	0.4%
中学校	45時間以上	24.7%	38.7%	27.9%	35.5%	30.8%	43.5%	35.6%
	80時間以上	3.3%	11.0%	8.6%	7.5%	5.2%	5.9%	3.6%

- また、過去2年における平均時間外在校等時間は、以下のとおりであった。

	R5	R6
小学校	32.6	27.7
中学校	46.9	40.4

(単位：時間)

- 時間外在校等時間が小中学校ともに、45時間を超える割合は年々減少傾向

向にある。80 時間を超える割合は、小学校においてはほぼない状態になっているが、「0」を達成できていない。

中学校においては、年々減少してはいるが、小学校と比べると以前高い水準となっている。

主な要因としては、以下のとおりである。

小学校 「授業準備」「事務・報告書作成」「評価・成績処理」

中学校 「部活動指導」「授業準備」「事務・報告書作成」

(沖縄県教育委員会 みんなの学校！ピースフル・プラン「令和6年度 成果指標3 集計結果」より)

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月の時間外勤務 80 時間以上の教員を 0 にする。
- ・1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8% まで減少させる【R7 結果 8.8%】。

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

◎ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。

（各学校にて設定を行う。）

- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◎ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年育成市民会議が行っている街

頭指導パトロールに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない

こととする。

◎ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 既に公会計へ移行している給食費以外の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れることの適切性、公会計化の実現性について精査する。
- ・ 各学校においては、口座振替など教職員が現金を取り扱わない方法を検討、推進する。

◎ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和5年度から設置しているスクールロイヤーを今後も継続し、各小中学校に対して学校で発生する様々な問題について、法的観点から学校に助言を行う体制を整える。

**ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

◎ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 市から学校へ依頼する調査・報告等は精査し、縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術を活用し負担軽減に努める。
- ・ 調査・統計等の回答については、「沖縄県における市町村立小中学校事務職員の標準的職務一覧」を基に、教育職員の専門性に深く関わるものを除き学校事務職員が中心に行う。

- ・ 学校事務体制の強化のため、共同学校事務室のサポートを行う。

◎ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において行う。
- ・ 小学校のプール授業にかかる機械管理、水質管理・測定、日常のプール清掃は、引き続き、豊見城市シルバー人材センターへ委託するとともに、プール授業期間前の清掃、中学校プール授業にかかる各管理業務についても、地域ボランティアや外部委託等の検討を行う。

◎ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 日常における校内清掃については、教育職員は児童生徒に対する指導を行う。また、学校で勤務している職員等の輪番等により一人一人の負担の軽減を図る。
- ・ 定期的な大掃除については、地域住民等の協力を得るよう努める。

◎ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 部活動指導員の配置拡充等を引き続き進める。
- ・ 部活動については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を基本とし、下記を徹底する。

- ① 週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。）。
- ② 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間以内、学校の休業日は3時間以内

とする。できるだけ短時間に合理的・効率的な活動を行うこととし、引き続き活動時間等の適正化を図る。

③ 平日の活動終了時間は 18 時とする。

※18 時 15 分までに完全下校させる。

※但し、冬期に関しては日没時間を考慮して早期に終了する。

④ 部活動の地域展開を積極的に推進する。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◎ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や一人1台端末を活用したドリル教材等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◎ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・ スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を 80%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・令和10年度までに沖縄県域で共同調達する校務支援システムを導入するほか、職員室へのWi-Fi環境構築及び校務用端末からのインターネットアクセスを可能とするセキュリティ環境を構築し、事務効率向上を図る。
- ・電話対応については、留守番電話(アナウンス機能のみ)を設置し、原則勤務時間内とする。
- ・各種支援員等の配置見直しを定期的に行う。  
教員業務支援員、こころの教室相談員、登校支援員、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、学力向上推進補助員、学習支援補助員、特別支援教育支援員、情報教育補助員等
- ・小学校における教科担任制導入を推進する。
- ・始業式、修了式の日程を見直し、年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保を

図る。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。【R7結果99.6%】
- ・ 豊見城市教育委員会に産業医を配置し（50人以上勤務する学校には学校毎に配置）、助言、指導、保健指導をうける環境を整備する。
- ・ 豊見城市教育委員会に保健師を配置し、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ メンタルヘルスによる休職及び復職支援を目的とした外部相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、毎年8月に学校閉庁日及びリフレッシュウィークを設定し、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握

し、毎年度、市のHPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。